

あさくちブランド

浅口の幸 認定品募集！

あさくちブランド「浅口の幸」平成30年度の募集を以下のようにご案内します。積極的な応募をお待ちしております。

なお、詳しい募集案内・申請書類は、浅口商工会公式HP(<http://asakuchisci.jp/>)にアップしておりますので、ご確認ください。

応募資格

(1)浅口市及び里庄町に住所を有する商工会会員である企業、団体、及び個人が、浅口地域内で自社製造した商品等

(2)(1)の商品等については、以下の要件を満たすこと

- ①特許権、意匠権、工業所有権等、他の権利を侵害していない商品
- ②既存商品の模倣品でない商品
- ③他に以下3つの要件のいずれかに該当する商品
 - ・浅口市及び里庄町の自然や文化、伝統技術を受け継いでいる商品
 - ・独創性や挑戦性、地域活性化に繋がる物語が感じられる商品
 - ・浅口市及び里庄町で製造され、地産の材料を取り入れている商品



みのりちゃん、こなみくん

主な認定基準

- ・浅口市・里庄町の自然や文化、伝統技術を受け継いでいる商品
- ・独創性や挑戦性、地域活性化につながる物語が感じられる商品
- ・浅口市・里庄町で生産されている材料を取り入れている商品

【審査要件】

- ①浅口市・里庄町に活動拠点を持ち、自社製造している事業所
- ②関係法令や業界基準、表示義務を遵守している事業所
- ③積極的に宣伝・販売促進活動に取り組むことができる事業所
- ④特許権、意匠権、工業所有権等、他の権利を侵害していない商品
- ⑤既存商品の模倣品でない商品
- ⑥創意、工夫をもとに製造加工された商品
- ⑦内容量、販売価格が妥当な消費者ニーズに沿った商品
- ⑧単なる流通上の代理店・取扱店の申請物ではない商品
- ⑨浅口市・里庄町に因む名称、意匠については、素材、手法、アイデア等で独自性がある商品
- ⑩素材本来の特性が十分に活かされている商品
- ⑪環境面、健康面で安心・安全をうたえる商品
- ⑫商品のセールスポイントが明確で、今までにない提案性がある商品



第1回募集及び審査日

	応募締め切り日	審査会(委員会)
第1回	平成30年8月24日(金)	平成30年8月29日(水)

募集期間 平成30年7月9日(月)～12月上旬(予定)

応募方法 浅口商工会HPに掲載する申請書に必要事項を漏れなく記入の上、浅口商工会まで送付してください。

※認定申請する商品のサンプル品を1申請品あたり3個提出(各審査会の1週間前まで)の上、審査会当日にプレゼンテーションをしていただきます。

問い合わせ 浅口商工会(本部・支所)まで TEL 0865(44)3211 FAX 0865(44)3212